

奈良県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 奈良西の京斑鳩自転車道線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
2 6 6	奈良市佐紀町六七一番 から 奈良市佐紀町四三四番 まで	前	四・〇 ＼ 四・五	二八〇・〇	
		後	二・八 ＼ 四・一	一、〇六〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十一年八月十八日